

# 雑誌「學校體育」について

恩 田 裕

## (1) 緒言

本稿は真行寺朗生によって創刊された、雑誌「學校體育」を主たる論議の対象として取り上げている。

この雑誌は、1929年2月の創刊であるが、途中他誌との合併や発行所の変更など経余曲折をたどりながら、1940年12月発行の、第23巻、第12号まで、約十二年間にわたって継続刊行されていたことが判明している。

然しこの雑誌は、1948年に東京高等師範學校體育教官室責任編集によつて刊行された雑誌「學校體育」と混同されることが多く、その資料的価値が正しく評価されていないようである。先にこれらの資料を参考として真行寺朗生についての論考を行なったが、雑誌「學校體育」についての多くの問い合わせに接して、このことを甚だ遺憾に思い、その周辺を含めて若干の論議を行なうことにした。

当誌の発行部数は、1935年2月までは4800部、以後は6300部とされ<sup>1)</sup>、先行する体育雑誌「體育と競技」が、教育雑誌のなかで最大の発行部数10000部を誇っていた<sup>2)</sup>ことに比すれば、数量的には若干及ばないものの、後述するように内容的には決して遜色無きものとして評価して良い。

雑誌「體育と競技」は、近年復刻刊行<sup>3)</sup>されるなどして、その資料的価値が再評価されているのに対して、雑誌「學校體育」は、その所在自体が今だに明確にされていない。従つて、各地に埋もれているであろうこの雑誌を発見するとともに、後述するごとく、他誌との混同を正しておくことが肝要とするのが本稿の立場である。

昭和初期の、学校体育の実情を伝える資料が極めて少ない今日にあっては、創刊以来六十有余年を経過したとは言え、まだまだ部分的にせよ残存

する可能性は高い。従って、これを放置し散逸廃棄に至らしめることは、学校体育史研究にとって大きな損失であると言わざるをえない。

何となれば、従来の昭和初期から中期にかけての学校体育研究の方向が、主として国家の施策や行政制度を中心とした論議に向けられることが多く、学校教育現場の側からの知見は、所謂大正自由主義教育からの継続としての、個々のすぐれた実践事例や、富国強兵・思想善導策としての体育観などに集約的に示されているに過ぎない。それは明らかに学校体育の実情を伝える資料が不足していることの一面を示すものであり、ひいては学校体育史研究の手法が構築されてこなかった原因の一つとなっているのである。

つまり、従来の論議が時の政策・制度・組織といった方面に集約し過ぎており、日常的に実践してきた多くの事實を掘り起こす作業が看過されている、といった批判に応えることが出来るか否かが、学校体育史研究の今後の方向性を定めると言っても過言ではあるまい。

それは、先進的な体育教育に志をもった極く一部の教育者の実験的な実践例のみならず、日常的・一般的に行なわれてきた体育教育を、大きな教育思潮の流れのなかで、どのように位置付けることが出来るかが問われていると考えるからである。

雑誌「學校體育」の影響力は、発刊当時の日本体育会体操学校卒業生四千人、日本体育会会員六万人を号した体育科教育実践を背景として考えたとき<sup>4)</sup>、見逃すことの出来ない今日的課題を含んでいる。

また、その内容に関しては、後に詳しく述べるが、一例を述べれば、真行寺朗生らの主張に始まり、教育学者や体育専門家・厚生省の保健衛生の専門家・内外の思想家・文部官僚等の論説や理論研究、現場からの実践的研究や報告、指導法解説、創作教材の紹介、体育人に関する人物評、文検体操科の受験資料、スポーツ大会の結果報告など、極めて多彩である。

それにもかかわらず、今までその評価が定まらない理由として、発行母体が真行寺朗生の個人機関であったために、一括した所在を明らかにすることが期待できなかったこと、その主幹であった真行寺に対しての感情

的な対立があった<sup>5)</sup>こと、等が考えられるが詳しくは後述に譲りたい。

現在、この雑誌「學校體育」は、1991年版の『學術雜誌總合目錄』<sup>6)</sup>においては、「學校體育」として、東京高等師範學校から刊行された雑誌「學校體育」と一部混同がみられるものの、東京外国语大学をはじめ、日本女子大学・日本体育大学・奈良女子大学・神戸女学院大学・広島大学など六つの大学において、部分的にではあるが、所在が認められている<sup>7)</sup>。また、『明治・大正・昭和（戰前）教育關係雜誌總覽稿』<sup>8)</sup>では、1939年の雑誌年鑑を典拠として、初刊の昭和4年2月のみが示されている。

更に、参考文献としては、入江による数点の論考<sup>9)</sup>や、森下の知見<sup>10)</sup>に引用されたものが目に付く程度で、伊東明の「日本における体育・スポーツ雑誌の歴史」、上智大学文学部紀要分冊、上智大学体育、第2号、1969年、及び、木下秀明編著、『体育・スポーツ書解題』、不味堂出版、1981年、等においても言及されていない。

加えて、後述のごとく1948年（昭和23年）に発刊された、雑誌「體育と競技」の継続誌である、「東京高等師範學校體育教官室」の責任編集・體育日本社発行による、雑誌「學校體育」<sup>11)</sup>との混同がみられるために、著しくその歴史的評価を減じているものとするのが本稿の立場である。

従って、真行寺朗生の創刊した雑誌「學校體育」の執筆者たちが、雑誌「體育と競技」に掲載されていた論考に勝るとも劣らない健筆を揮っていた事実を明らかにすることは、わが国の学校体育を論議するに際して極めて重要な新資料を提起し、学校体育史の欠落した部分が補填できる可能性をより高いものにする。

よって、本稿は、その資料的価値を再評価する意図を前提として、雑誌「學校體育」の周辺を探り、今後の学校体育史研究の一助となることを願って論議をすすめていきたい。

1) 真行寺朗生、近時の所懐と心境、「學校體育」、第14卷、第3号、89頁、1935年。

2) 真行寺朗生・吉原藤助、『近代日本體育史』、380頁、日本體育學會、1928年。

- 3) 體育學會編, 「體育と競技」, 第一書房, 1984年復刻。
- 4) 「學校體育」, 第15卷, 第1号, 11頁, 1936年。
- 5) 学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史編纂委員会編, 『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』, 716頁-717頁, 1973年。
- 6) 學術情報センター編, 『學術雑誌総合目録和文編, 全7冊, 1991年版』, 丸善株式会社, 1992年。
- 7) 日本體育學會編集の雑誌「學校體育」は, 本稿第四章で示す通り, 1940年, 第23卷, 第12号まで廃刊となった。従って『學術雑誌総合目録』に記載されている, 発行年及び巻号表示から推定して, それ以後の表示のあるものは, 他の雑誌と混同されることになる。
- 8) 木戸若雄作成, 『明治・大正・昭和(戰前)教育關係雑誌總覽稿』, 民間教育史料研究会, 1968年。
- 9) 入江克巳, 日本ファシズム体育思想の研究(II), 「鳥取大学教育学部研究報告教育科学」, 第24巻, 補注(44), 222頁, 1982年, などである。
- 10) 森下孝, 三橋喜久雄の体操觀と, わが国の学校体操に及ぼした影響(その1), 注(28)-(31), 「慶應義塾大学体育研究所報」, 第24巻, 第1号, 27頁, 1984年。
- 11) 詳しくは後述に任せるが, 「學校體育」として東京高等師範学校・体育研究会から発行されるのは, 1950年10月からである。

## (2) 雑誌「學校體育」主幹・真行寺朗生

『近代日本體育史』の著者, 真行寺朗生, 本名, 吉太郎は, 1882年千葉県に生まれた。1908年には日本体育会体操学校に入学, 高島平三郎等の説く, 科学を基にした体育科教育の薰陶を受けた。1912年まで日本体育会機関誌「體育」の編集に携わり, 1910年から1924年まで, 東京市内の小学校に勤務した<sup>1)</sup>。

1924年には, 「日本體育學會」を設立, 体育科教育にかかる著書の出版や, 著述・講演など, 体育啓蒙活動に従事した<sup>2)</sup>。その主たる著書を刊行年順に示すと次の通りである。

『體操科教授の要綱』,	1912年
『小學校遊戲の實際』, 吉山節夫と共に著,	1913年
『小學校・女學校・師範學校行進遊戲法精義』, 国分和七・吉山節夫	

雑誌「學校體育」について

と共著,	1915年
『最新體操集成』, 尼子止・吉原藤助と共に著,	1917年
『自動主義・遊戯の革新』,	1918年
『最新遊戯集成』, 尼子止・吉原藤助と共に著,	1918年
『學校體操の教材実驗遊戯教授書』,	1920年
『體操競技遊戯集成』, 尼子止・吉原藤助・石丸節夫・三橋喜久雄・藤山快隆と共に著,	1921年
『新しき施設の小學校運動會』,	1925年
『學校課外體育要義』,	1926年
『異常兒の病理と矯正體操』,	1926年
『新要目に準拠せる遊戯及競技の實際』,	1926年
『原理教材・遊戯及競技法精義・改正要目準拠』, 西野伊勢雄・杉本正信と共に著,	1926年
『改正要目準拠・小學校體操科教程配當と其指導案』, 小瀬峰洋と共に著,	1926年
『運動會の計画とその遊戯』,	1927年
『近代日本體育史』,	1928年
『體育の基礎としての哲學』,	1929年
『集團（合同）體操の方法と實際』,	1930年
『體育異常の病理と矯正運動』,	1931年
『全日本小學校中學校體育施設經營の實際』,	1935年
『小學校體操科教授の解説と指導』,	1932年
『改正學校體操教授要目の精神と其實施上の注意』, 石津誠・佐藤富雄と共に著,	1932年
『祖國を担う體育人の書』,	1938年
『國力創造日本體育界に與ふ』,	1938年
『現代日本體育學の建設』,	1940年

1938年には、稻垣会長辞任のあとを受けて、日本体育会常務理事から会長事務取扱に任じられたが、会務運営を中途にして、新宿駅構内にて鉄道事故死を遂げた。享年五十八歳であった。

これについて、「その理由には、体育館建設の難航、新々会の批判を浴びて厭世的であったことが指摘されている」として、会務運営に対しての同窓の非難攻撃が、真行寺の心境に微妙な影響を与えたとする意見がある<sup>3)</sup>。これは、後で示す真行寺の心境を述べた一文から察して、概ね妥当な

ものとして認めることが出来る。又、「學校體育」誌上にしばしば掲載される真行寺の近況報告や挨拶文などから、真行寺が健康上問題を抱えていたこともわかつており、それらが輻湊して彼を苦しめていたとする推量には無理がない。

1939年8月26日付の朝日新聞・毎日新聞・読売新聞は、何れも、真行寺の死去は自らの意志によるものとして取り扱っている。

雑誌「學校體育」、第22巻、第2号の伝える休刊に至った事情を要約して以下に示し<sup>4</sup>、統いて、真行寺の心境を綴った一文の要点を簡略に紹介する。

本誌は、創刊以来十幾星霜を経て発展してきたが、昭和14年9月第22号第2巻を遂に休刊するの止むなき事情に遭遇した。

それは本誌主幹真行寺朗生氏の突然の死去である。「日本體育會體操學校」の常務理事の多忙なる椅子にありつつ、本誌の編集に、出版に、一般体育問題に献身的努力を捧げられていたが、遂に8月25日一世の幕を閉じられた。そのため公私幅狭し、諸兄姉に甚だ迷惑ではあったが、休刊した次第である。然し、今後は従前どおり、否一層故人の遺志と靈に報いるべく編集に努力し、世界的非常時代において、本誌の使命を果たす覚悟であることを諒とせられたい。

真行寺が、「日本體育會」の常務理事に就任した当時の状況は<sup>5</sup>、彼の言を借りれば「祖国日本が超非常時であるが如く、我が日本體育會は眞に超非常時」<sup>6</sup>であったと言う。会長・副会長は定まらず、男子部校舎の焼失と相俟って、荏原中学校を蒲田区安方町に移転新築途中にあり、体操学校を深沢の地へに移転させる問題など経済的苦況は、「雄図空しく去って教育の弧城落日に立つ」<sup>7</sup>とした、切迫した心境を述べる程の難しい状況であったと思われる。

真行寺の「日本體育會常務理事を奉じて」<sup>8</sup>とする一文では、自らの「日本體育會」の常務理事に就任した経緯、そのために生活が一変して、帰宅は夜半を過ぎてしまい、睡眠時間が二時間という日々が続くことなどを縷々述べることに始まり、「日本體育會」が抱えている問題について悲憤慷慨するのである。

「私は我が魂の歓喜の為に私自體を深化せねばならぬことが日々の微々たる仕事にも苦行の範を示し、難行の鑑を照らして母校大體操學校建築苦行の一路に勇猛邁進しなければならぬ」<sup>9)</sup> として、「力ある人生観と所信断行を我が旅路の道先案内たらしめねばならぬ體操學校建築は経済的問題を離れて右から左へと進み得可きものではない」<sup>10)</sup> という。

然し、「日體に於ける経済的方面の群魔は益々出でて益々奇、愈々出でて愈々怪、眞に驚異の眼を見張らざるを得ない現状を知るときは深夜夢醒めて眠成らざることそも幾度か」<sup>11)</sup> とも述べる。

「有為轉變の人生に秋霜烈日の心を持し一度義を見ては身命を輕しとし、清廉純潔、眞に恩を感じ、道に勇み、死を見るこれ歸るが如きもの、これをわが武士道となす。昨日新たに主を求めて今日其の主の爲に笑って死につく、春風一陣櫻花悉く散るにも似たる彼れ等が美しき最後よ、こは何處より生まれ来れりとするか」<sup>12)</sup>。

このように述べ、統いて体育殿堂建設に向けての第一歩を踏みだすべく、激しい檄文を縷々と綴っているのである。

日本体育会体操学校において、高島の説く科学を基にした体育教育に同じく影響を受けた者に尼子止がいる。尼子は、1905年に日本体育会体操学校高等本科を卒業し、小学校訓導を経た後、出版社モナスを設立して、『八大教育主張』等を刊行し、又、後には大日本学術協会を設立して、雑誌「教育學術界」を発行するなど、教育関係書の出版企業を中心として活躍することになる<sup>13)</sup>。

1932年には、日本体育会常務理事となり、当会の発展に寄与したが、真行寺朗生と尼子止が同じような経歴の保有者であったために、両者はしばしば混同されることが多い。例えば、清水が日本体育大学を懷古する談話のなかで、真行寺の経営する印刷所「モナス」という言葉が、学生間では欺瞞的行為を意味する如く使用されたとする意の発言を行なっているが<sup>14)</sup>、モナスは尼子止の経営によるものである。

真行寺と尼子との関係は、日藤居士（本名不明）が次のように述べるごとく、極めて緊密なものであり、後年同じく日本体育会の経営に関わった

ことは偶然とは思えない。

「往年尼子と一緒にその事業の大半を助け、殊に彼に名を為さしめた例の八大教育講習会をやって当時の教育界を驚かしめた尼子への良き援助者であり、その事務的方面を一手に引き受けて黙々と影の人として老父まで引っ張りだして働いた真行寺氏が尼子の後を継いでいるのは何かの因縁にあらずや」<sup>15)</sup>。

八大教育主張とは、この講演の速記録を元にして出版されたもので、全国的な新教育運動の発展に指導的役割を果たしたものとして評価する者も多い。然し、藤原は「八つの教育主張を取り上げて、特に八大教育主張と命名し、これをもっともらしく宣伝して、終ひに全国を席巻するに至らしめた者は、出版企業家の尼子止であった」<sup>16)</sup>として、この表題を掲げて全国で講習会を開催し、空前の盛況を見たのみならず、大いに宣伝活動を行ない、「爾來全国の初等教育家で八大教育主張を知らざるものなく、八大教育主張といへば、大正教育界における最高権威の指導原理のごとく妄想せらるるに至った」<sup>17)</sup>と述べているごとく、あまり高い評価を与えてはいない。また、日本体育会の経営をめぐっての同窓間の確執が熾烈であったために、同時期に理事として同会の経営に携わった尼子と真行寺が同一視されて批判の対象となり、両者の業績が正しく評価され得ない素因を形成したものと思われる<sup>18)</sup>。

真行寺朗生が画期的な業績を残した大正及び昭和前半期は、国防的見地から青少年の体育に深い関心を寄せる軍部と、所謂、大正自由主義教育実践や社会主義的教育批判とが激しく闘ぎあい、それを危惧した為政者は、国家的見地からの統一を図るべく、主知主義を排して強兵思想を普及させるために、強力な教育統制政策を次々と打ち出した時期と一致する<sup>19)</sup>。一方では、その政策的意図を利して、学校教育のなかで自らの立場を計る関係者が輩出するなどして、体育実践現場が大きく混乱した時代でもあった<sup>20)</sup>。

然し、真行寺においては、この激烈な国家主義的傾斜は認められない。これは、真行寺が高島平三郎を敬愛し、『體育原理』<sup>21)</sup>を始めとする一連の

雑誌「學校體育」について

科学を基とした身體教育論に、強い影響を受けた事実と無関係ではあるまい。

- 1) 拙稿、真行寺朗生の体育思想、成城法学「教養論集」、第8号、68頁—69頁、1990年。
- 2) 前掲書、真行寺は体育関係の出版には「日本體育學會」の名称を使用し、その他の出版には「昭和書院」の名前を使用していたものと思われる。それは、雑誌「學校體育」に掲載されている広告では、「昭和書院」として「日本體育學會」と同一の住所及び電話番号を記載していることに拠る。
- 3) 学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史編纂委員会編、前掲書、717頁。
- 4) 日本體育學會、編輯室より、「學校體育」、第22卷、第2号、144頁、1939年。
- 5) 学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史編纂委員会編、經營の困窮と新々会、前掲書、716頁—718頁。
- 6) 日本體育學會、主幹・真行寺朗生、社團法人日本體育會常務理事を奉じて、「學校體育」、第15卷、第1号、107頁、1936年。
- 7) 前掲書、109頁。
- 8) 前掲書、107頁—111頁。
- 9) 前掲書、110頁。
- 10) 前掲書。
- 11) 前掲書。
- 12) 前掲書、111頁。
- 13) 拙稿、前掲書、78頁—79頁。
- 14) 学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史編纂委員会編、日体を語る、前掲書、1171頁。
- 15) 日本體育學會、日藤居士、日本體育會を継りての尼子止論（二）、「學校體育」、第17卷、第6号、152頁、1937年。
- 16) 藤原喜代治、自由教育の八大主張、『教育思想学説人物史』、第3卷、471頁—472頁、1943年。
- 17) 前掲書、472頁。
- 18) 日本體育學會、日藤居士、前掲書、150頁—153頁、1937年。
- 19) 拙稿、前掲書、69頁—72頁。
- 20) 真行寺朗生・吉原藤助、前掲書、460頁—474頁。
- 21) 高島平三郎、『體育原理』、育英社、1904年。

### (3) 高島平三郎への傾倒

1917年、高島の校閲、真行寺朗生・尼子止・吉原藤助の共著によって刊行された『最新體操集成』<sup>1)</sup>は、前書き26頁、彩色人体筋肉図5枚、本文821頁におよぶ菊版の大冊であるが、その理論的部分の殆ど全てが、高島の『體育原理』及び「その後先生が特に余等の為に論議せられたる體育上の意見」<sup>2)</sup>を基礎として構成されている。また翌1918年に刊行された『最新遊戲集成』<sup>3)</sup>は、前書の姉妹編であり、同様の趣旨で編纂されている。

尼子止は、これらの二書を刊行するにあたっての経緯を、次のような大意に示して、自分や真行寺が、いかに高島の影響を受けたかを述べている<sup>4)</sup>。

十年前、恩師高島先生の委嘱を受けて、富永岩太郎と共に、『體操及び遊戲法精義』の上巻體操編を出版したが、その下巻遊戲編は火災によって原稿を消失してしまい、加えて富永に逝去されてしまった為に筆を投げ、雑誌教育學術界の刊行に没頭していたところ、高島先生の叱咤督励を受け、真行寺が遊戲の原理から実際まで、吉原が体操の原理から実際までを担当助筆してくれたために、高島先生の監督指導を待って、ようやく当書刊行の運びとなすことが出来た。理論の部は高島先生、また矢島鐘二が雑誌「體育」誌上に論述した学校遊戲論を、時には原文のまま転載したところもある。

真行寺は、1918年には、高島を顧問として河野清丸が監修した、『自動主義・遊戲教授の革新』<sup>5)</sup>を刊行するなど、その傾倒ぶりは一方ではない。

この書は、岸野によって「筆者の真行寺は自由創造としての遊戲、スポーツの重要性を強調しながら体操中心の要目に抵抗している」と評価されつつ、「しかし遊戲の尊重という点を越えて、児童主義の体育學習をいかに展開するかという方法になると、はなはだ曖昧であった」と述べられてはいるが、この書から、高島の主張する科学的研究の成果にたった、体育の理論構築を目指す意図を汲み取ることは容易である。

真行寺は学校遊戲に対して並々ならぬ関心を寄せていた。それは、『最新遊戲集成』において考証されている数々の論議に示されているが、あま

りにも膨大なものであるので、ここでは詳細に考証された学校遊戯の史的沿革についての論議の一部を要約して示すことに止める<sup>8)</sup>。

1879年、政府は学制を廢して、教育令を発した。ここでは小学校の学科目として体操の科目が含まれていたものの、これは所謂普通体操のことである。然し、實際上は諸学校において、遊戯が採用されていたことは事実である。遊戯が小学校令の上で、体操科の一分科として編入されたのは1890年のことであった。

1875年伊澤修二は、愛知県師範学校長であったとき、付属小学校において、初めて椿蝴蝶鼠等の発表遊戯を課して、成績佳良なるをもって、文部省に建議したことが、同省の年報に記載されている。これがわが国における発表遊戯の嚆矢である。

遊戯が小学校の教科として勢力ある位置をしめるようになったのは、1890年以降のことであるが、1900年になって著しく盛大になり、研究者が輩出し、研究団体が組織され、機関雑誌の刊行をみるようになった。

この気運をもたらしたのは、高橋忠次郎・小野泉太郎・岸邊福雄の諸氏である。

このように述べて、高橋・小野・岸邊の業績を簡略に紹介し、あわせて「學校體操教授要目」の教材配当と、矢島鐘二、二宮文右衛門、羽田正盛、香川県女子師範学校等の教材配当との、詳細な比較検討を行なっているのであるが<sup>9)</sup>、これらについては別途に報告する機会があるであろう。

真行寺は、学校遊戯を次の三に分けている<sup>10)</sup>。

### 一 校戯及び級戯

中心的な遊戯、団体精神を重んずるもの。

### 二 休憩時間中の自由運動としての遊戯

発動的・自由的・開放的で短時間に行なえるもの。

### 三 放課後における自由運動としての遊戯

鍛練的・矯正的な強度の運動。

これらについて、静岡県師範学校付属小学校、石川県女子師範学校付属小学校、東京市四谷第四尋常小学校、東京女子高等師範学校付属小学校、名古屋市菅原小学校等の実例を挙げて、詳細に論じているのである<sup>11)</sup>。

この期の真行寺は実践的立場を離れて著述に専念しており、従って実験的な教材展開を志すことは不可能な立場にあった。故に、その論述は、や

や術学的傾向を示すのであるが、実践例の提示を通して、あるいは遊戯教材を通して児童の個性を尊重し、自由な意志を求め愉快なる感情を大事にする、彼の身体教育に対する遊戯尊重の思考過程を汲み取ることは可能であるが、これも別途の課題として、ここでは概略を述べるに止めたい。

高島は、かつて日本体育会体操学校長であったとき、学校体育の現況が、児童生活の理解や個性に応ずる配慮に乏しく、科学の素養にかける実行家の、ややもすれば、目前の課程教育に追わされて、形式のみを追従する傾向にあるを憂いて、体育の基礎科学として、教育・倫理・生理・解剖・体育原理等の学科目を開設して、その上に心理・哲学等の課外講演を加えたと述べており<sup>12)</sup>、その薰陶を受けた真行寺等が、体育教育を科学的に考究しようと努めた事実は評価せねばなるまい。

真行寺は、殊に学校教練に関して、これは軍人の教育を目的とした規律運動であり、心身発達の完成に近付いた青年に対する職業訓練と位置付け、その精神において、学校体操の目的、即ち規律の厳正、剛毅・忍耐・協同の習慣を養うことにおいては適当であるが、それは軍隊と同種のものであってはならず、教育上の立場を忘れてはならないと警告を発する<sup>13)</sup>。

そして柔剣道の学校体育教材としての適用についても、「何処の国でも専門家という者は、自分の専門を過大視する傾向があつて、世の中のこととは自分の専門さへやって居ればそれで善いように唱える者が多い」<sup>14)</sup>とする高島の見解を引用し、歴史的に発達してきたものの価値を認めるに吝かでないが、「一にも二にも之に心酔すべきではない」<sup>15)</sup>として、「意思の修養」<sup>16)</sup>としての教育的価値は認めるとしても、一般学校の体操に代用するが如きの暴論には決して同意できない、とする批判的立場を明らかにしている<sup>17)</sup>。これは、前述のごときこの特殊な時代にあっては、極めて勇気ある発言である。

更に、『自動主義・遊戯教授の革新』<sup>18)</sup>においては、1913年に示された学校体操教授要目の体操過重視に対して、現行の体操教授は束縛的・強制的・他律的である。従って、今まで以上に遊戯研究や遊戯教材採択が必要であると説くのであるが<sup>19)</sup>、高島の説く人格修養論の背景には強固な国家

意識があり<sup>20)</sup>、又、河野の自動教育論には、教育方法としての自由主義とは別個に、教育目的として、國家に対して「優良の者」を形成するという、部分に対して全体優先の思想があったために<sup>21)</sup>、折角の「放任教育の可能性」<sup>22)</sup>の追求も中途半端におわってしまったとする印象が拭いきれないものである。

然し、現代の遊戲教授が、体操教授と同様に、児童が潜在的に保有する自己発展能力を無視して、児童を極めて無能力な存在とみなして束縛干渉を行なっている、とした真行寺の現状批判は<sup>23)</sup>、高島の科学を元にした児童研究を受け継いだ極めて貴重な意見として、改めて評価しなければならないだろう。

- 1) 尼子止・吉原藤助・眞行寺吉太郎,『最新體操集成』, 隆文館圖書株式會社, 1917年。
- 2) 前掲書, 4頁。
- 3) 尼子止・吉原藤助・眞行寺吉太郎,『最新遊戲集成』, 隆文館圖書株式會社, 1918年。
- 4) 尼子止, 序, 前掲書, 4頁。
- 5) 自動教育研究會,『自動主義遊戲教授の革新』, 明誠館, 1918年。
- 6) 岸野雄三・竹之下休蔵, 自由主義教育と新体育の試み,『近代日本学校体育史』, 127頁, 日本図書センター, 1983年。
- 7) 前掲書。
- 8) 尼子止・吉原藤助・眞行寺吉太郎, 學校遊戲の發達,『最新遊戲集成』, 242頁—260頁。
- 9) 前掲書, 261頁—268頁。
- 10) 前掲書, 268頁—288頁。
- 11) 前掲書。
- 12) 尼子止・吉原藤助・眞行寺吉太郎, 序,『最新體操集成』, 2頁—3頁。
- 13) 前掲書, 758頁。
- 14) 前掲書, 810頁。
- 15) 前掲書, 811頁。
- 16) 掲書, 813頁。
- 17) 前掲書, 815頁—816頁。
- 18) 自動教育研究會, 前掲書。
- 19) 前掲書, 57頁—59頁。

- 20) 高島平三郎, 前掲書。
- 21) 河野清丸, 『自動主義教育革新の根底』, 自動教育研究會叢書第一編, 1916年。
- 22) 前掲書, 38頁—40頁。
- 23) 真行寺朗生, 創造教育観に立脚して遊戯中心主義を提唱す, 上, 下, 日本體育學會, 「學校體育」, 第13卷, 第5号, 2頁—9頁, 第13卷, 第6号, 2頁—8頁, 1935年。

#### (4) 雑誌「學校體育」の発刊から廃刊まで

当誌は, 一巻を各六号として, 年二巻の発行を基調とした月刊誌である。学校体操教授要目の改正やニルス・ブックの来朝等の重要な体育行事があった場合には, 特集号を組んで増頁したものを刊行したり<sup>1)</sup>, 時にはB5版の臨時増刊号を出版しているのである<sup>2)</sup>。

主幹は真行寺朗生であり, 編集は途中まで米村熙也が受け持っていたが, 1937年7月, 第17巻, 第6号において, 特別広告を掲載して米村の一身上の都合による退社を告げるとともに, 今後は本誌編集記者としては無関係になった旨を宣言し, 真行寺自身が陣頭に立って編集に努力する決意を表明している<sup>3)</sup>。

発行所については, 1939年8月刊行の, 第22巻, 第1号までが, 「日本體育學會」からの発行であり, 真行寺の死去以後は, 発行所を東京・啓文社に移管している。

尚, 卷号表示については, 引用する際には原本通りの卷号表示を用いているが, 若干の誤記が明確である場合には, 時系列的には修正して参考にしている。

例えば, 1934年発行の, 第11巻, 第9号は, 第12巻, 第3号に, 第11巻, 第10号は, 第12巻, 第4号に相当する。又, 第14巻, 第5号は刊行されず, その代わり, 第14巻は第7号まで発行されており, 1940年発行の, 第24巻, 第12号は, 第23巻, 第12号に相当するものとして取り扱っている。

雑誌「學校體育」, 第1巻, 第1号に掲載された編集綱領は次の通りである<sup>4)</sup>。

#### 雑誌「學校體育」について

- 一、本誌は學校體育を中心として體育原理を究明し，其改善を圖り，以て國民心身の健全と人類文化の建設に努力する。
- 一、本誌は體育理想の實現のため，科學に立脚するは勿論，必要な限り道徳，宗教，哲學藝術等の全文化にまで突進する。
- 一、本誌は現下の體育教育界を嚴正批判し，體育的諸問題の學理的闡明と實際的指導の普及と徹底とに奮闘する。
- 一、本誌は社會文化の事實を觀察し，體育と他の文化との關係を明瞭にし，以て時代の體育的充實と將來の方向指導を究明する。
- 一、本誌は體育立國に價値ある諸種の體育的材料及文献を提供すると共に，材料の構成的創造の究明に躍進する。

顧問には，以下の諸氏が名を連ねている<sup>⑤</sup>。

文部省學校衛生官・岩原拓，帝大圖書館司書・畠山花城，東京高等師範學校教授・二宮文右衛門，日本體育會体操學校主事・小原正忠，國立體育研究所技師兼東京高等師範學校教授・大谷武一，文部省學校衛生官・大西永次郎，東京市技師・岡田道一，日本體育會体操學校教頭・可児徳，國立體育研究所技師・吉田章信，帝大文學部教授・吉田熊次，本郷中学校教頭・永井道明，帝大医学部教授・永井潛，東京高等師範學校教授兼國立體育研究所技師・野口源三郎，日本體育會體育部長・手島儀太郎，文部省體育課長・北豊吉，東京女子高等師範學校教授・宮田覚造。

この顧問団は，後述するように，論文執筆の主力であり，決して名ばかりの存在ではない。特に東京高等師範學校教授の二宮，大谷，野口は「體育學會編集」(後に大日本體育學會と名称を改める)による，雑誌「體育と競技」の理事であると同時に，雑誌「學校體育」顧問に名を連ね，しばしば寄稿を行なっていることは，両者の關係を推察する上で，極めて注目すべき事実である。

永井道明は，雑誌「學校體育」について，次のように述べている<sup>⑥</sup>。

「昨今體育運動諸雜誌の數ある中に毅然として生まれ出でた此雜誌—『學校體育』…創刊以來諸名士の名論卓説研究報道等極めて興多く拝見して居る。殊に稻毛詛風，吉田熊次博士，額田醫學博士等を初め，比較的體育の實際に縁遠き人々の意見には少なからず興味を感じて居る。それは其等の意見が意外であるからで

ある。尤も其意外にも二種類あって一は流石學者の意見かと感服する意外もあれば、一はやっぱり局外かと抱腹する意外もある。而して吾々は常に是等の人々以上の意外の意見の持主を相手にして體育の仕事をして居るのである。

相手を知らずには教育でも戦さでも何仕事も出来ない。今後益々各方面の人々の意見を載せてもらひ以て馬車馬的なる吾々教育家を教訓して欲しい」。

真行寺は本誌創刊に際して、次のような抱負を述べている。大意を要約して示そう<sup>7)</sup>。

最近、学校体育が盛んになった結果、従来は出版界においては鬼門とされた体育関係の書物や雑誌が、盛んに刊行されるようになってきた。

これらを形式的にみれば、教練・体操・遊戯・競技に分類できる。また、内容的には、歴史的考察・生理解剖的研究・技術的解説・教授指導法に分けることが出来よう。

ここに雑誌「學校體育」を刊行することは、屋上屋を重ねるの愚とも思うけれど、学校体育を中心とした今の体育雑誌の編集傾向に「深甚なる憂慮と多大なる不満」を抱いている自分は、「體育道熱愛の努力をもって自らの煎劣と不憚とを顧みず、敢えて編集綱領の趣旨徹底の為、本誌『學校體育』を斯界に送ることとした」。

こうして、1929年2月、雑誌「學校體育」は発刊されたのである。

雑誌「學校體育」は、1939年8月刊行の、第22巻、第1号までが、「日本體育學會」発行であり、以後は、東京・啓文社に発行所を移していることは、先に述べたとおりであるが、発行所を啓文社に移行しての初刊、第22巻、第2号は、1939年10月の発行であり、この第22巻は、第4号までしか発刊されていない。第23巻は、1940年の1月から、年1巻12号として刊行されていたが、同年12月発行の、第23巻、第12号をもって廃刊となつた。

これらは、真行寺の予期せぬ死去に伴つて行なわれた緊急処置として理解する以外はない。

その「廢刊の言葉」は、久本彌吉によって以下の通り示されている<sup>8)</sup>。

「甚だ唐突なことですが、本誌は本号限りで廢刊することになりました。」

ご承知の通り紙の統制はいよいよ強化され特に國民學校理論の研究は内容的に

### 雑誌「學校體育」について

も統制されねばなりませんので、別稿社説の通り、出版新體制並に國策即應し、本號をもって一先ず廢刊とすることにいたしました。

顧れば弊社の經營となってから歲月僅かでありますが執筆各位の熱心なる研究と、讀者諸兄の支持によりまして今だかって比類なき飛躍發展いたし、今後も大いに斯界に貢獻して行きたいと意氣込んでをりました處、その希望も果さず、ここに廢刊することになりました。吾々編輯同人は執筆者各位、並に讀者諸兄に對しこれまでの御厚意に深甚なる感謝の意を表し御挨拶にかへます。最後に皆様の御健闘を祈り、吾々も又最後のペンをおきます」。

その廢刊の辭を告げる社告は次の通りである<sup>9)</sup>。

「本誌は、國民學校實施を前にして、學校體育の理論並に實際の研究發表機關として努力し以て斯界に堅実なる地盤を開拓して來ましたが國策上、教育雜誌界にも個々の自由 研究よりも全體的統制を要することとなり、特に國民學校理論の統一強化を要請する時、本誌はこの出版の新體制に即應して本號を以て廢刊することになりました。ここに寄稿家並に讀者に對し御挨拶いたします」。

雑誌「學校體育」の発行部数が4800部から6300部であったことは、先に述べた通りであるが、真行寺は毎月無料贈呈分の300部が、經濟的にはかなりの負担であったとのべていることなどから<sup>10)</sup>、その經營は必ずしも順調に行なわれていたとは考えにくい。

当誌は、各号の間に若干の差はあったものの、大体において本文112ページに口絵4ページで定価40銭であったところ、1935年4月発行の第13巻、第3号から、一躍口絵8ページ、本文160ページに増頁し、定価を50銭に値上げしているが、約十年に及ぶ発刊を通して、価格を上げたのはこの一度だけである。特集号に対しては、その号に限って、80銭～1円程度の高価格を付けている。

因みに、「體育と競技」の価格は、当初50銭であったものが、第2巻、第5号（1923年5月）から、40銭に値下げを行い、第19巻、第12号（1940年12月）まで、その価格を維持している。これは、記事の組み方、執筆者数、内容量、使用活字等に大きな差があることを考慮すると、単純に比較することは出来ないが、「學校體育」の經營が苦しかったであろうことは、

それらを通して類推することができよう。

それにもかかわらず「學校體育」の出版に熱意を傾けたのは、真行寺の言を借りれば、「教育報國」<sup>11)</sup>の一念であると言う。「日本體育學會」を創設してから、多くの著書出版に、自らの著述に、講演にと渾身の努力を傾けてきたが、出版事業は難事業であることを述べて、次のような心境を吐露している<sup>12)</sup>。

「文化開拓の第一線に立って奮闘をしなければ奏功せぬ事業であるから、精神はおろか物質的に相當に恵まれて居らなければ陳腐の言ではあるが、例へ心は矢竹にはやれどもだ、出版實現が不可能であることを知らなければならぬ」<sup>13)</sup>。

また、出版事業の経営と、自らの著述・講演・批評・指導とが、自己矛盾的な存在であることに触れて、「換言すれば事業経営の才能と指導乃至評論又は著述の知識といふことは偉人ならざる限り到底出来得ぬ難事業であると痛感するものである」として、それにもかかわらず、生命の続く限りこれをやり通すつもりであるから、「私の性格は餘程までの撞着…矛盾…葛藤の交錯があることを痛感せずには居られぬ。結局一面に於いては操觚者の地位に座しながら、又他面に於ては算盤人とならざるを得ぬ」<sup>14)</sup>と述べるのである。 真行寺は編集方針について、実際に即した指導精神を大事にし、徒に高遠なる理想に走らず、と言って卑近な指導精神の欠如した雑誌には落ちずとして、公正・明朗と確信する自身の主義主張を貫徹するべく、他からの掣肘や圧迫は徹底的に排除するとも言う<sup>15)</sup>。

然しながら、毅然とした態度を貫くことは、自身の立場が執筆者・出版者・日本體育會運営者としての渦中にあったから、その相克がきわめて困難な状況を作り出したことを自ら認めているのである。そして、それらの難局に立ち向かう意図は、母校愛の発露以外にないと言う<sup>16)</sup>。

つまり、善意の奉仕者である自分に対しての非難攻撃は不当であるとする立場を明確にして、日本体育会員の一致協力を呼び掛けるのであるが、真行寺の死去とともに、一時は機関誌でもあった雑誌「學校體育」は、その使命を終えるのである。（略）

#### 雑誌「學校體育」について

- 1) 日本體育學會, 「學校體育」, 第3卷, 第4号, 第一回體育研究會特集。第6卷, 第2号, ニルス・ブック特集。第13卷, 第1号, 要目改正に對する要望號。第13卷, 第4号, 教育舞踊特集。第14卷, 第1号, 秋季運動會特集。第14卷, 第3号, 律動體操特集。第16卷, 第2号, 新要目體現秋季大運動會・第11回國際オリンピック大會要錄特集などである。
- 2) 日本體育學會, 祖國を擔う體育人の書, 「學校體育」, 第20卷, 第2号。
- 3) 日本體育學會, 「學校體育」, 第17卷, 第6号, 149頁。
- 4) 日本體育學會, 「學校體育」, 第1卷, 第1号, 表紙裏面。
- 5) 日本體育學會, 「學校體育」, 第1卷, 第3号, 表紙裏面。
- 6) 日本體育學會, 「學校體育」, 第2卷, 第4号, 94頁—98頁。
- 7) 真行寺朗生, 卷頭言, 日本體育學會, 「學校體育」, 第1卷, 第1号。
- 8) 日本體育學會, 「學校體育」, 第23卷, 第12号, 128頁。
- 9) 日本體育學會, 「學校體育」, 第23卷, 第12号, 69頁。
- 10) 真行寺朗生, 近時の所懐と心境, 日本體育學會, 「學校體育」, 第14卷, 第3号, 69頁。
- 11) 真行寺朗生, 「近時的心境」を語る, 日本體育學會, 「學校體育」, 第14卷, 第6号, 54頁。
- 12) 前掲書。
- 13) 前掲書。
- 14) 前掲書。
- 15) 前掲書。
- 16) 前掲書。

#### (5) 雑誌「國民體育」との合併

1935年4月には, 飯塚晶山の主幹する雑誌「國民體育」と合併し, 発行所を「日本體育會」に移管して, 主幹を飯塚晶山に譲ったが<sup>1)</sup>, これは一時的な処置で, 翌1936年4月には, 又, もとの「日本體育學會」発行, 「主幹・真行寺朗生」に戻している<sup>2)</sup>。

この間の事情に関して真行寺は, 以下の意のごとき述懐を, 八頁にわたりて雑誌「學校體育」誌上に掲載している<sup>3)</sup>。

本年四月より友人飯塚氏経営の雑誌「國民體育」と合流して発行所を「日本體育會」に移管してから, いろいろ言う人がいるが, 雑誌「學校體育」の近來の発展の成果から考えて, 「何等合流の必要もなければ又発行所を日本體育會に移管

せぬでもよいのである」。

それは、自身の是々非々の主義主張を忌憚なく発表するのに差し障りがあるからで、「私自身が積極的に働きかけたものではない、発動的ではなかったのである」。

然し、定款第四条に基づく準機関誌たる、雑誌「國民體育」にたいする「日本體育會」からの経済的援助を軽減するために、「常務理事たる尼子止氏の勧説と畏友平本直次氏の摯実なる説得」によって、無条件に合流したものである。

それは、物質的貢献もさることながら、かって自ら經營發行した雑誌「國民體育」にたいする、先輩飯塚氏の悲壯なる熱意と、体育界にたいする奮闘努力の成果に対して敬意を払ったからである。

然し、發行所を「日本體育會」に移管したからといって、經營は自分で行なうことには変わりなく、編集上の要件についても、何等の掣肘や命令を受けることもない。

以下、この述懐は、綿々と続くのであるが、その大意は、この發行所移管が対敵行為の顯現、とする非難に対しての悲憤慷慨である。つまり、真行寺は、自ら望んで合併したのではなく、日本體育會の経済的な苦況を救う為に、七年間に及ぶ經營努力の成果を、涙を呑んで提供したにもかかわらず、揣摩臆測されることは耐えられることではないと述べるのである。

この、日本體育會の苦況とは、1935年1月の火事に始まり、中学校並びに体操学校の移転に絡む用地買収・校舎建築、専門学校昇格等を指すものと思われる<sup>4)</sup>。

当時真行寺は日本體育會の常議員であり、中学校建築委員であり、専門学校昇格期成会の委員であり、同窓会幹事であり、体操学校復興後援会の常務委員であったから<sup>5)</sup>、母校発展を意図した行為が正しく理解されなかつたことに、愕然としたのも当然である。

以上の事柄を総合して勘案すると、雑誌「國民體育」は、1936年3月まで、「日本體育會」の機関誌として継続發行されたとするのは、必ずしも正確とは言いがたく、又、前掲の『學術雑誌総合目録』に掲載された雑誌「國民體育」に関する記述の一部にも訂正の要があるだろう。

即ち、卷号表示：23卷3号（1963.3）とあるのは、22卷3号（1935.3）の誤記である可能性が高い。また、日本體育會（日本體育會）から国

### 雑誌「學校體育」について

民体育会（國民體育會）へ移管されたと記載されている、22卷4号から23卷3号までの空白は、雑誌「學校體育」と合併した為と理解するのが妥当であろう。

然し、『日本体育大学八十年史』では、雑誌「國民體育」（年史では國民體育としている）について、その歴史的経過について述べているところによると<sup>1)</sup>、日本體育會（日本体育会）の機關誌的性格の雑誌の一部として位置付けられるこの雑誌は、1915年、石橋藏五郎の國民體育會（國民体育會）によって創刊され、「新體育」（新体育）への改題を経て、1921年に再び「國民體育」となった。

その後、1928年6月号から、「日本體育會」の機關誌として発行されることになるのだが、その経緯について、年史の一部を引用して示そう<sup>2)</sup>。

「飯塚正一（晶山）を主筆に、昭和十一年三月号まで日本体育会機關雑誌として継続発行され、その役割を果たすことになる。」

しかし、昭和十一年になると、本会機關誌としての発行は、記事、内容の点で各種制約を加えられることになった。このため、本会の発行ではなく、飯塚正一個人に発行権をゆだねることによって、制約を受けない學術雑誌としての体裁を整え、以来昭和十九年二月まで、事実上の本会機關誌として発行を継続した。」

つまり、日本体育会の經營が、火災等の為に非常に苦しくなり、多額の経済的支援を必要としている機關雑誌の発行が難しくなった。然し、会の定款では、機關雑誌の発行が定められており、それを援助する為に、自ら創設して、順調に発展している雑誌「學校體育」を、機關雑誌として善意で提供したつもりが、正しく理解されていないと、真行寺は忿懣を募らせているのだが、日本体育会側には、また、別の受けとめ方があったと言うことであろうか。

何れにせよ、この頃から、真行寺の論説は哲学的傾向を帯びて行くのである。

1) 「學校體育」の第13巻、第3号は、編集兼發行人として、「日本體育會」と「日本體育學會」の両者を併記し、代表は何れも真行寺吉太郎である。然

- し、第13巻、第4号からは、発行所は「日本體育會」とし、発行人及び編集所は「日本體育學會」となっている。
- 2) 「學校體育」の、第16巻、第2号から、再度「日本體育學會」名義に戻っている。
  - 3) 真行寺朗生、近時の所懐と心境、日本體育會、「學校體育」、第14巻、第3号、89頁—96頁。
  - 4) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会、前掲書、716頁。
  - 5) 真行寺朗生、前掲書、90頁。
  - 6) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会、前掲書、620頁—622頁。
  - 7) 前掲書、622頁。

#### (6) 雑誌「體育と競技」との関係

雑誌「體育と競技」は、「東京高等師範學校・體育學會」が、1922年3月に創刊したものである。

第1巻、第1号に掲載されている定款によれば、「第一条 本會ハ體育學會ト称ス」とあって、事務所を「東京高等師範學校」に置き、毎月一回「體育と競技」を発行することを定めている。理事長は大谷武一であり、以下「東京高等師範學校體育關係教官」を創立委員としている<sup>1)</sup>。

この紛らわしい編集母体の名称の類似性と、「體育と競技」の継続後誌を「學校體育」と、「日本體育學會」発行の「學校體育」と同一の名称を使用したところに、両者の関係を暗示するものがあるが、少なくとも「體育と競技」時代には、「學校體育」の存在を殆ど無視していたことを思えば継続後誌の名称選択には納得しがたいものを感ずる。真行寺が「日本體育學會」名義を用いて刊行した『近代日本體育史』は、1928年1月の初版であり、「體育と競技」誌の発行母体である「體育學會」が、「大日本體育學會」の名称を用いだしたのは、同年4月発行の、第7巻、第4号からである。これは、とても偶然のこととは思えない。但し、これは奥付けにおいてのみであり、表紙・奥付け共に「大日本體育學會」発行となるのは、第7巻、第6号からである。  
然し、『近代日本體育史』では、『學校ダンス』発刊に関連して、1923年

### 雑誌「學校體育」について

に「日本體育學會」が催した講習会の記録である旨の言及がなされていることを論拠とすれば<sup>2)</sup>、真行寺が「日本體育學會」を設立したのは、少なくともそれ以前のことになる。

又、「體育と競技」、第7卷、第5号の記事「展望車」では、「真行寺朗生氏は藤原氏（吉原の誤植か）と共に著で近世日本體育史（近代日本體育史の誤植か）を発刊、大部の著述に対する努力に敬意を表する。更に、本書に加えられた著者の主觀に、益々検討を加えられ、史実の探求に今一層の努力を払われるならば、本書の體育界に貢献は大なるものがあるであろう」と、暗に著者の史觀が客觀性に欠けるとする指摘を、揶揄感を込めて記している等は<sup>3)</sup>、東京高等師範学校側に若干の拘りがあったことを示すものとして興味深い。

1941年12月、野口は、雑誌「體育と競技」を懷古して、「體育と競技」から「學校體練」まで、と題する一文を発表しているから、その大意のみ以下に示すことにしよう<sup>4)</sup>。

雑誌「體育と競技」は、大正十一年三月に東京高等師範学校の體育教官室に誕生した。当時は永井・可児が去って、新帰朝の大谷以下、二宮・野口・佐々木・広井・桜庭・松村等が、體育研究会を組織し、「體育研究」なる不定期の雑誌を刊行していたが、體育界の不振を慨嘆し、將來の發展を見通して「體育研究會」を「體育學會」と改め、その機構を一新して、内には數部門を設けて研究を開始し、外には春秋二回の大講習会を開き、機關誌として「體育と競技」を発刊した。大谷三十六歳、二宮三十八歳であった。然し、宣伝不足、購買方法の未熟を以て、たちまち經營難に陥り、事情を具して、目黒書店に發行・印刷を委任し、「體育學會」の同人は、専らその編集のみに努めて二十年、昨昭和十五年末、高度國防國家樹立の國策に添うために、「體操」、「女子と子供」の二誌を統合し、「大日本體育學會・全日本體操聯盟・女子體育振興會」の共同編集によって、新たに「學校體練」として發足した。

大谷は「學校體練」刊行について、統合した三誌は、それぞれが独自の立場を拠点として、特殊な使命を掲げて世に出たのではあるが、執筆者や講読者を同じくしていること、以前から合同の問題が同人間の話題にあがっていたこと、國策順応の立場を尊重したことなどを理由として、新体

制で臨むことになった。然し、関係事項の多くは、未解決のままで、特に技術的解決は今後に残されているので、付帯事項の円満なる解決を望むとする挨拶文を掲載している<sup>5)</sup>。

然し、これも1942年1月を以て文部省の体力局監督の基に、その統制下の会社より編集発行されることになったと述べられている通り<sup>6)</sup>、これは、「學徒體育」として、目黒書店より、1944年7月まで、「學徒體育」刊行会編集によって継続されたが、戦火の拡大と共に自然的に廃刊となった。最後の、第4巻、第7号は、僅か40ページのものである。内容は、三編の論説、しかも内一編は「現地戰術」と言う日本国内の防衛戦に関するものであり、あとは一編の座談会記録で、表紙も内と同じ紙質のものである。

1948年1月、「東京高等師範學校體育教官室」編集によって、雑誌「學校體育」が創刊された。発行は「體育日本社」である<sup>7)</sup>。これは、本稿の主題としている真行寺朗生が創刊した雑誌「學校體育」と同名異誌である。然し、この両者の間には関連性を認めることが出来ない。むしろ、雑誌「體育と競技」と関連性があることは、編集母体を同じくすることからも明らかである。

その創刊の辞は次の通りである<sup>8)</sup>。

「わが國民の體力が歐米人に比して甚だしく劣って居ることは何人も認める事である。今や我が國は幸いに世界三大強國の一に加わったが、國民各個の能力が歐米人に及ばぬようでは、彼等以上の文化を建設することは出来ぬ。」

軍備縮小は誠に結構な事であるが、これが為に將來戰争がなくなるであろうと速断するわけには行かぬ。よし戰争が絶えたとしても、向後經濟上産業上の戰争が列強の間に愈激甚を加えるであろうと云うことは何人も否す事の出来ぬ事實である。而してこれ等の所謂平和的戰争に優勝するにも今日の體力では到底成算がない。

況んや世界の文化に貢献し、人類相互の幸福を増進しようとするには、各自が先ず強健なる身體と健全なる精神とを養成しなければならぬ。『古代ギリシャの文化は、ギリシャ人の頑健なる體軀より生まれた』といふ事に深く鑿みるべきことと信ずる」。

これは、第1巻、第12号までは浅川正一を編集者代表としているが、第

#### 雑誌「學校體育」について

2巻、第1号からは阿部三亥を編集者代表として、「東京高等師範学校・學校體育研究會」編集となるが、誌名は「學校體育」である。

1950年10月、第3巻、第11号から、「學校體育」となって、「東京高等師範学校・體育研究會」編集となる。

1953年1月、28年第1号（この年は巻数表示ではなく、年数表示になつており、翌年から元の巻号表示に戻っている）から、出版は「日本體育社」となり、今日に至るのである。

- 1) 體育學會、「體育と競技」、第1巻、第1号、126頁—127頁、1922年。
- 2) 真行寺朗生・吉原藤助、日本體育學會、『近代日本體育史』、421頁、1928年。
- 3) 體育學會、「體育と競技」、第7巻、第5号、66頁、1928年。
- 4) 野口源三郎、「體育と競技」から「學校體練」まで、大日本體育學會・全日本體操聯盟・女子體育振興會、「學校體練」、第1巻、第12号、8頁—11頁、1941年。
- 5) 大谷武一、御挨拶、「學校體練」、第1巻、第1号、24頁、1940年。
- 6) 野口源三郎、前掲書、11頁。
- 7) 東京高等師範學校體育教官室、「學校體育」、第1巻、第1号、1948年。
- 8) 前掲書、1頁。

#### (7) 雑誌「學校體育」の記事内容

雑誌「學校體育」の編集方針には、ある種の定型を読み取る事が出来る。

まず、真行寺朗生の主張に始まり、数名の大家による論説、理論研究と続き、実践的研究報告、体育思潮、海外文献の翻訳や情報、体育評論や紹介、人物評、文検体操科の合格者体験談及び受験資料などを掲載し、競技結果報告で巻を閉じるのが定型である。時に特別講演記録や体育主事会議の詳報、オリンピックやスポーツ界の話題などを掲載したり、ニルス・ブックの来日や学校体操教授要目改正など、論議を醸す話題に対しては特集号を組んで、要望事項や座談会記録などと合わせて、詳細な報告を行なうことを常とした。然し、その基幹となる記事は、あくまで論説・研究及び体育科指導案である。

筆者が直接検索した雑誌「學校體育」は、1929年2月から1940年12月までの間に刊行されたと推定される百六十冊の内、百五十五冊であるが、これらには概算して二百五十編の論説、五百十四編を越える理論研究が掲載されている。これらは、特に論説または理論研究として表題に示されているものに限定したことである。ただし、タイトルに論説・研究等の記事区分を示しているのは、第22巻、第1号までであるから、それ以後のものについては対象外としてある。又、論説・研究等と表示していないスキー・スケート・水泳・体操等の所謂特別授業に関する論考や、体育的行事に関する講座に興味深いものが多数あるのだが、余りに多岐に過ぎるのでここでは触れない。

論説の主たる寄稿者は、その掲載数の多い順に示すと次の通りである。尚、二点以下の論者については、あまりに多岐にわたるので割愛せざるを得なかった。また、氏名の前に付している数字は掲載された論説の点数である。

16	畠山花城	5	大谷武一	4	河野清丸
14	岩原拓	5	今村嘉雄	3	岡田道一
11	宮田覺造	4	稻毛詛風	3	安部光男
11	野口源三郎	4	安田弘嗣	3	二宮文右衛門
9	小笠原道生	4	松井三雄	3	上林英太
8	渡邊政盛	4	佐々木等	3	栗本義彦
8	吉田章信	4	安川玄洋	3	柴田甚五郎
7	飯塚晶山	4	須貝太郎	3	児玉政介
6	三橋義雄	4	三橋喜久雄	3	寺澤巖男

その他には、平生釣三郎、末広巖太郎、橋田邦彦、下村海南、安部磯雄等も、体育スポーツに関する寄稿を行なっており、その範囲は極めて広い<sup>11)</sup>。又、実践研究の報告事例も豊富であり、学校・学年別の指導案が、多様な指導者達によつて報告されていることは、当時の体育実践現場の実際を知る為の貴重な資料になり得るものと思われる。

また、研究報告として掲載されているものは、当然のことながら、当時

### 雑誌「學校體育」について

の体育界の実情を反映してか、未熟なものも多く含まれていることは事実である。然し、それぞれは身体教育に対しての真摯な思いを述べており、極めて興味深いものである。

1977年に日本学術会議第一部は、身体活動を研究対象とする包括的科学としての身体活動学を、次のような四項の分類基準に従って体系化したが<sup>2)</sup>、それに従って当誌に掲載された研究を分類し、掲載点数のみを示すと次のようになる。

これについては、1993年の日本体育学会の分類コード表<sup>3)</sup>に照らしての分類も試みたが、当時の研究テーマ自体が専門分化していなかったことを理由として、分類基準としては比較的単純なものが適当と判断してこれに従った。

身体運動自体の研究としての身体運動学	142点
スポーツ・遊戯・ダンスに関する研究としてのスポーツ遊戯学	85点
身体活動による教育に関する研究としての体育学	194点
保健に関する研究としての保健学	84点
その他	9点

真行寺は前に触れた通り、硬直化した体操一辺倒の体育実践に対しては反対の立場をとっていた。それは必然的に、遊戯・ダンスへの関心となって傾斜する。

雑誌「學校體育」は、当初から毎号必ずと言ってよいほど、数点の創作舞踊や遊戯ダンスを、伴奏音楽の楽譜、振り付け図解等を示して紹介に努めている。これは、終始一貫して変わることがなかった。真行寺は、1935年11月には、雑誌「律動體育」を創刊するが<sup>4)</sup>、これは、雑誌「學校體育」が雑誌「國民體育」と合併する時期と重なることに留意しなければならないだろう。雑誌「律動體育」は、一年足らずしか継続しなかったが、真行寺の志向する方向は明らかである。

教育舞踊・学校ダンスは盛んになってきたものの、それぞれが各派権威

の発表に意を致して採材研究に焦っている現状を憂いて、雑誌「律動體育」の使命と宣言と題して、真行寺が発表した創刊の辞の大意は次のようにある<sup>5)</sup>。

この雑誌の刊行目的は、研究者に便宜を与え、学校舞踊・体育ダンスの統制を意図してのもので、印收バロー研究会を統率する印收季雄氏、大日本体育ダンス研究会会长の渋井二夫氏をはじめ恒吉隆子氏、石井小浪氏、升本一人氏、戸倉はる氏、井沢えい氏、高田せい子氏、伊奈瑞枝氏を中心として、少壯理論家、音楽家、詩作家達との共感と提携のもとに内容構成にあたる。編集は嚴正な研究と趣味それに役立つ教材を盛り、代表的な権威作品を掲載して提供したい。他の娯楽雑誌の影響か、必然性と実用性のない教育雑誌があるが、本誌は少数の良き文章、良き作品を提供して永遠性を湛えて、紙質体裁を向上して内容充実・優美典雅なるものを社会に送る。

雑誌「學校體育」において特に注目すべきは、実際的指導として掲載されている、数多くの体操科指導案および競技指導である。毎号三例ないし五例の学校別・学年別の体操科指導案が掲載されており、特に、第11巻、第4号（1934年5月刊）以降は、十例を超える体操科指導案が示されていることも稀ではない。

これらを執筆しているのは、何れも現場の教員達であるから、模範的指導案として若干の修飾が施されている可能性はあるものの、実践現場の状況を極めて詳細に伝えるものとして評価しなければならないだろう。

この体操科指導案は、純然たる体操の指導案から、各種のスポーツ種目のルール解説・練習法解説・指導法・簡易ゲームへの導入まで、水泳・スキーまでを含んで極めて多彩である。特に、季節的な特性を配慮して、その現場々々に適合するように調整が図られ、工夫が凝らされていることは注目に値する。

それは、これらの指導案作成に携わった教師たちが、ごく一部の限られた優秀な人材であったことを考慮しても、学校体操教授要目に関する論議等に示される、当時の体育実践現場の硬直化・形式化の指摘が、言葉通りには受け止め兼ねる程自由闊達な近代的内容を含んだものも存在する。

然し一方では、そこにはある種の定型が存在していたことは事実である。それは、学校体操教授要目に全面的に依存した実践主体の問題と言うよりも<sup>6)</sup>、指導案を詳細に検討すると明らかなのは、用具の不足、体育施設の貧困等、外的要因の不備である<sup>7)</sup>。

尋常小学校一・二・三学年体操科指導案

尋常小学校四・五・六学年体操科指導案

高等科一・二学年体操科指導案

男子中等学校一・二学年体育指導案

男子中等学校三・四学年体育指導案

高女一・二学年体操科指導案

高女三・四学年体操科指導案

以上の如きタイトル（用語は必ずしも一定ではない。体操學習とか体操教育方法、指導の実際・指導細案等と記されている場合もある。また、学年区分も単学年の場合、二学年に跨がっている場合と様々であるが、一番多い例を提示した）で示されている内容は、先ず指導の方針を示して、教材配当を行い、教法を解説する手法が定着している。

体操教材に対する取り組み方が、極めて形式化している反面、必ずといって良いほど、主運動として遊戯や球技系統の教材を加えて、児童生徒の興味を維持する工夫が凝らされている点などは、形式的な体操指導に現場の教師たちが納得していなかったことの証左であろうか。また、競争や競技系統のもの、行進運動など軍事教練めいたものが主である場合もあり、学校体操教授要目に対する取り組み方が必ずしも一様ではないことに注目したい。

1917年、教育研究の目的で澤柳政太郎によって創立された成城学園において、小学校訓導・高等学校教諭・女学校教諭として1931年から1940年まで教鞭をとった竹並豊之助が、雑誌「學校體育」に発表した十編の指導案のうちから、男子中等学校二・三学年体育科の指導（五月）として発表した、第三学年五月の指導の概略を例示してみよう<sup>8)</sup>。そこには、学校体操教授要目をめぐる論議とは異質な指導内容を汲み取ることが出来るであろう。

つまり、児童固有の心身発育の過程を重んじ、人為的な体操よりも児童が自然に愛好する遊戯を中心とした体育教科過程の実践を提倡していた澤柳の「教育の発育観」<sup>9)</sup>に立脚した指導内容が示されている点に注目したい。

### 一 指導の目標

- (1) 充実した練習によって立派な技量を獲得せしめるように。
- (2) 遊戯及び競技を多くして体育への趣味性を養う。
- (3) 自律的、自学的、学習態度への訓練

### 二 指導の要領

#### 胸 肘支持胸後屈（肋木）

この運動が正しく効果的に行なわれるためには、生徒自身によほどの自覚と努力が要求せられねばならない。それには、常に画一的な一斉号令の実施のみによることなく、各自に個人的に実施研究させ、胸廓の正しい拡張感、背面の筋肉の収縮の自覚、呼吸の自然的自由などについて手の入った指導が必要である。又生徒相互に他人の運動を帮助せしめ、批判、矯正せしめることもよい。

#### 第一懸垂 両側懸垂屈肘（横木）

##### 指導上の注意

- (1) 号令による一律の指導のみによらないで生徒の相互的研究、個人的実施をもさせるよう。
- (2) 運動自身について
  - (a) 正しい懸垂筋は、背部の筋肉であるべきである。ことに上肢との関係しているもの、胸筋は懸垂のために使用されなければならない。
  - (b) 運動の全経過中懸垂筋の緊張を要求すべきである。肘を伸ばした際弛緩せしめないよう。
  - (c) 背筋の緊張に誘引されて、不要の筋群の緊張、ことに下半身のそれを来さしめないよう。

#### 第二懸垂 脚懸上伏臥（鉄棒）

外形の美しさや運動の論理的な効果を考慮しない初步的な方法では、今までに試みてあるから、とにかく上がり得たという快味を体验させつつ、この運動の理論の示す正しい要領を体得せしめることは、指導の要訣である。

##### 理論の示す指導の要領と順序

- (1) 跳着の要領の指導
- (2) 脚の振り出し方及び脚の挙げ方の指導
- (3) 脚の割り方と懸け方の指導
- (4) 他の脚の蹴り方と肘の押さえ方の指導

(5) 脚のはしあし方と上りたる後の姿勢の指導

以上のすべてが無理なく結合されたとき運動は完結する。然し、これらの指導なり練習は、それが合理的に分解された理論的に正当なものであるとしても、鉄棒上に上がるという快味を外にして指導されるべきでない。分解的、合理的指導のうちにもとにかく上がるということを混合して練習させるべきである。

跳躍 垂直跳（バック）<sup>10)</sup>

体の上昇度を得ることに指導の主眼をおく。

指導上の注意

- (1) 体を相当前に傾けて踏み切る。
- (2) 体の傾斜の角度を変えるべく抑えられた肘は体が鉛直な姿勢になった時に指先が離れるよう。
- (3) 脚の開きを必要以上にせぬよう。

バスケットボール

スポーツは冬を中心としたものから夏のものへ移る。屋外のフットボールはアスレチックへ替わり、屋内のバスケットボールは練習完結に向かう。やがて、団体訓練としてのスポーツはバレー・ボールへと移るべきである。

指導法の説明は略す。

この指導案は、決して特殊なものではない。先にも述べたとおり、論者によつてはある種の定型を墨守して示している場合もあることは事実であるが、概して個性的な指導案が多いことは注目すべきことである。

後年、筆者はここに示した指導案と基本的な考え方において一致する授業展開の実際的指導を三橋義雄から受けたことがある。

それは、まず授業初めの点呼と授業展開過程の説明から、用具の準備・格納に対しての学生の業務分担や用具取り扱いの注意事項にまで至る、綿密な指導に始まる。それによって時間の浪費を防ぎ、次回の器具の出入が安易に行なえるための周到な手配りと共に、器具の誤操作による危険を未然に防止することができた。従って、主運動であるボールゲームへの導入は極めて自然に円滑に行なわれるのが常であった。

また、肋木・横木・跳び箱等を利用した指導の一つ一つは、余人の追従を許さぬ研究の深さを感じることが多かった。特に留意すべきは、肋木・横木・跳び箱の運動が、準備運動としての意味合いだけではなく、それぞれの運動教材が基本的に要求する身体操作は、次に行なう予定の主運動の

身体操作との関連において工夫され、器具の高さや運動量を多様化し、それを学生に自己の能力に合わせて自由に選択させ、自らの意志で新たな課題に挑戦させることによって、運動成就の快味や、単純に身体を動かすことの喜びを感じさせることができた。又それは、同時に身体補正・筋力強化などにも配慮した内容となっていた。

従って授業展開は、学生が前段の器具を使用した緊張感によってもたらされた心身の高潮感を継続したまま主運動に導入されたから、より高い心身の解放感を得し、自由闊達な身体活動を示すことが出来た。従って運動後の満足感・充足感は極めておおきかった。

尚、三橋義雄については別稿に詳しく述べた<sup>11)</sup>。又、雑誌「學校體育」の記事内容の中には、その他にも多くの興味深い論説・研究があるが、紙数に限りがあるので、後日改めてそれらを論議の対象として取り上げることにしたい。

- 1) これは、筆者が特に興味をもった論考の記者名を挙げたに過ぎない。その他にも下田次郎、吉田熊次、高島平三郎、可児徳、織田幹雄、ニルス・ブック、嘉納治五郎、小原国芳等の名前が見える。
- 2) 日本學術會議第一部ではかねてから、文学、哲学、史学および教育・心理・社会学各部門の協力を得て、部門別學術文献目録を刊行してきた。体育学が広い分野に関連するもので、研究者も増え、研究成果も増加してきたので、文献目録の刊行が必要になったとして、1977年から目録作成にかかったものである。その時に日本体育学会の協力を得て、体育学領域の体系化とコードの構成を行なった。本稿はそれによっている。
- 3) 日本体育学会第44回大会組織委員会、日本体育学会第44回大会案内、6頁—11頁。
- 4) 日本體育學會、「律動體育」、第1卷、第1号、1935年。
- 5) 真行寺朗生、創刊『律動體育』の使命と宣言、日本體育學會、「學校體育」、第14卷、第4号、66頁—67頁、1935年。
- 6) 学校体操教授要目に関しては、拙稿、真行寺朗生の体育思想、成城大学法学会、成城法学「教養論集」、第8号、65頁—119頁、1990年、及び、拙稿、三橋義雄の体育観、成城大学法学会、成城法学「教養論集」、第10号、75頁—113頁、1993年で述べた。
- 7) 指導案に示されている授業展開では、極めて僅かな用具や施設の利用しか

述べられていない。1927年、文部省の「體育運動主事會議」において、体育用具の標準が協定されているのであるが、この問題に関しては別に論じたいと思う。尚これは、日本體育學會発行、眞行寺朗生編集、『全日本小學校・中等學校體育施設經營の實際』、1935年、において十九校の實際例報告を元にして詳細に論じたものを参考にしている。

- 8) 竹並豊之助、男子中等學校第二三學年體育科の指導（五月）、日本體育學會、「學校體育」、第7卷、第4号、67頁—73頁、1932年。
- 9) 澤柳政太郎、教育の發育觀と器械觀、教育問題研究會編、「教育問題研究」、第5号、37頁—47頁、1920年。これは、教育は児童心身の發育に応じて施すべきであるとした主張で、二重學年制として、四月と九月の二回にわたって児童の入学を認め、心身の發育状態によって入学を制限したり、授業時間も始業の合図はあっても終業の合図はなく、教師の裁量によって、二十分程度で校庭に出して遊戯させるなどしていた。勿論、そのために校舎とグラウンドは互いの活動が他に影響を及ぼさないように配慮された配置になっていた。この實際の様子は、山本徳行、成城小學校研究叢書第十編、『尋一教育の實際』、1924年、文化書房に詳しい。
- 10) バックとは、バック台と呼ばれたスエーデン体操に始まる鞍馬を短くした形態の体操器具の一種で、跳躍運動に用いるもの。
- 11) 拙稿、三橋義雄の體育觀、前掲書。

## （8）結語

体育実践と言う概念を史的に考察する場合には、変化する時代の流れのなかで、教育する者がどのように主体性の確立に努め、いかなる意図もしくは思想のもとに体育的活動を行なったか、とする側面と共に、その体育的活動がどのような具体的過程を経て、対象とする人間の変革に寄与したかという視点を、等閑に付してはならない。

勿論、ここで言う体育実践とは、教育的に方向づけられた身体活動の範疇のみを意味しており、一般的な身体活動全体を指すものではない。身体活動が意識的な陶冶手段として教育全体のなかに位置付けられた場合には、教科体育としての構成に一定の手順や方法が求められることは当然のことであり、その具体的過程の論証を抜きにしては、歴史的事実としての体育実践を論ずることはできない、とするのが本論の立場である。

身体活動に関する教科体育としての具体的過程の構築は、それぞれの時代的背景の下で教科体育関係者の間で論議が繰り返されながらも、問題状況にどのように対処するかを模索することによって、次第にその教育に対する理念や思想を具現化する、実践的な手法の改良や開発を通して、一部は教科体育の一般的実践手段として定着し、今日に至ったものと考えている。

然し、従来からこれらの領域が、教育史学的に最も脆弱な部分として研究実績が積み上がらなかった理由には、体育実践に関する研究的手法が未成熟であると共に、戦前の学校体育実践に関する具体的な資料の提示が少なかったことを、第一に挙げねばならないだろう。又、直接的な資料でなくとも、体育に関する書籍・雑誌類の多くは、その発行部数が数量共に少なかったことに加えて、その刊行の継続性や保存管理の手段に的確性が欠如していたことも、検証不十分の原因の一つとなっていることも事実である。

例え、どのような社会状況にあっても、より発展した体育実践を志すためには、歴史的事実としての実践者の問題意識そのものを掘り起こす作業を行なうことが肝要であることは当然として、その体育実践がどのような時代的・社会的諸条件のもとに生まれ、いかなる役割を果たしたかを把握し、歴史的事実としての教育現象として認識することも忘れてはなるまい。つまり、実践者がどのような意図もしくは思想を抱き、対象としての人間をどのように変革したかと言う主題を外れて、歴史的事実としての体育実践を云々することは、あまりにも一面的すぎるのではないか。

従って、国家的規模の制度や組織に束縛されることのなかった自由な体育的活動を含めて、体育実践に関する客観的認識を検証するためには、更に多くの実践現場からの報告を集積して、その実情を的確に分析することが必要である。特にわが国においては、急速な近代化の必要に迫られて、國家が過度に教育に介入した現実があった。加えて体育関係者の国家的統制に対する対処の仕方には、残念ながら極めて迎合的な傾向が認められることも否定で

きないだろう。そこでは他教科との比較において身体活動の教育現象としての存在価値が声高に主張され、自らの立場をより強化し拡張するために教科体育としての目的・目標のすり替えや転化すらも辞さない強烈な自己主張が行なわれることも少なくなかった。

従って組織的には、批判的立場をも含めて、統制に対しての対決的資質が培養される素地は極めて少なかったものと考えられ、国家的統制の意図は教科体育指導の端々に迄、容易に浸透する社会状況にあったものと考えられる。ゆえに、国家的統制を背景とした制度・組織の観点から、当時の学校体育を論議の対象として捉えるならば、その教科内容が極端な硬直化・形式化に陥っていたとする指摘は、きわめて妥当なものとして理解することは可能である。

反面、国家的統制を躍起となって推し進めなければならなかった立場とは、実践現場における主体的活動が、実際的には制度や組織の強力な拘束力にも拘らず、極めて自由で活発な、統制に従わない体育実践が行なわれていたか、あるいは、人間変革の現実的な効果に対して体制側の満足感が充足されていなかったとする理解も成り立つであろう。

主体的な実践現場と制度・組織の間の間隙を埋める作業は、これらの点を明らかにすることを可能とする。その時代の体育実践現場における個々の発想や思考過程を掘り起こす作業は、先に述べたごとく資料不足が原因となって極めて狭い範囲に限定されており、多くの場合、それらは国家的規模の制度や組織の中に埋没してしまって、表に現われることが少なかつたもの、とした認識から出発しなければならない。

雑誌「學校體育」のみならず、体育関連刊行物の存在が、その間隙を埋める役割を果たし得るためには、更に多くの検証が肝要である。戦前、体育教育に携わっていた多くの教師が講読していた事実を背景として、それらの個人的所有にかかる雑誌「學校體育」をも含めて、埋没しているものの所在を明確にし、系統的に整理することが可能ならば、わが国の学校体育史及び実践史研究にとって重要な資料の提示が期待できることになる。

加えて、戦前期の雑誌類に用いられている紙質は極めて粗悪なものであ

り、長期の保存に耐えられない状況にあることを実見するにつけ、その時間的遅滞は一刻も許されない状況にあることを憂慮するものである。

当然のことながら、目録類における他誌との混同や無記載を正すことから出発すべきではあるが、体育関連の雑誌類は誌名の類似は勿論のこと、同一の名称が用いられるることも稀ではない。又、目録類において表記されている雑誌名の、旧漢字と常用漢字との区別が明確ではないために、それらを利用する側が混同して引用する可能性があることも否定できない。従って、混同が起こる可能性のある固有名詞については、原誌名の厳密な使い分けが必要であることは言うまでもあるまい。

雑誌「學校體育」誌上では、必ずしも毎号ではないが、「前月教育雑誌に現れたる體育諸問題」として、他誌に掲載された記事を、表題のみではあるが紹介して読者の便を図っていること等は、真行寺の真骨頂を示す好例として評価したい。

尚、名前が挙がっている教育関係の雑誌で目録に記載されているものは（継続前誌や継続後誌の名称及び編集母体については、引用された当時の名称を尊重している）以下の通りである。

大日本體育學會編集、「體育と競技」、1922年—1940年。継続後誌「學校體練」。  
陸上競技研究會編集、「陸上競技」、1928年—1943年、継続後誌「陸上運動」。

大日本體育協會機関誌、「オリムピック」、1933年—1937年、継続前誌「アスレチックス」、継続後誌「オリンピック」。

帝國學校衛生會編集、「學校衛生」、1921年—1944年、継続後誌「健康教育」。

體育研究所編集、「體育研究」、1933年—1949年。

舞踊研究社編集、「舞踊」、1934年—1940年。

大日本學校衛生協會編集、「日本學校衛生」、1913年—1940年。

大日本體育道人會編集、「眞體育」、1932年—1944年、継続前誌「新體育」、継続後誌「日本體道」。

全日本體操連盟編集、「體操」、1931年—1940年、継続後誌「學校體練」。

成美堂編集部、「小學校體育」、1936年—1940年

女子體育振興會編集、「女子と子供の體育」、1936年—1940年、継続後誌は他誌と合併して「學校體練」となる。

兒童體育研究會編集、「實踐兒童體育」、1936年—1938年。

雑誌「學校體育」について

編集者不明、「學校舞踊」、全日本學校舞踊研究會編集、「學校舞踊」、1951年、  
の継続前誌か。

私立兒童衛生研究所編集、「兒童衛生」、1930—1932年。

初等教育研究所編集、「教育研究」、1904年—1941年。 岩波書店編集部、「教  
育」、1933年—1944年。

子ども衛生社編集部、「子ども衛生」、1935年—1940年。

日本國民保健協會編集、「國民保健」、1937年—1941年。

日本學童保健協會、「學童の保健」、1930年—1943年。

「女性美」、「創作」、「體育人遍路」と言う誌名も見えるが、目下検索中である。

これらの雑誌を一部披見しただけでも、極めて興味深い論考が多数掲載  
されているが、大部にわたるので稿を改めて論議することにして、一旦本  
稿を終わる。

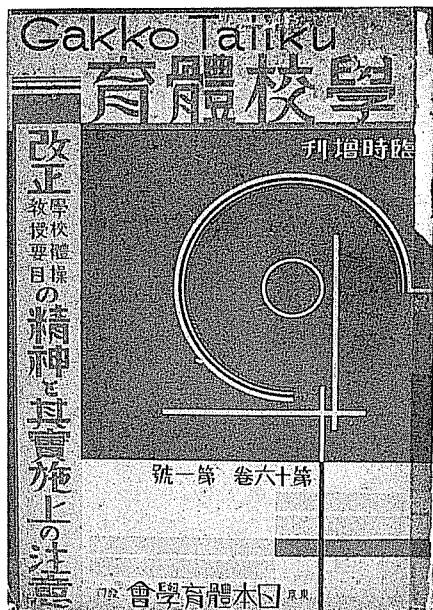
「」内の引用文及び固有名詞については、原則として原文に用いられている漢字を尊重しているが、大意を要約して示している場合には常用漢字相当に直して用いている。

〔付記〕 本稿は成城大学特別研究助成金による成果の一部である。

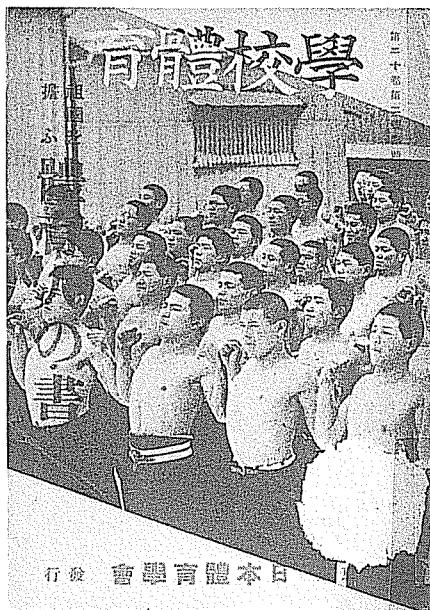




「學校體育」創刊号



「學校體育」臨時增刊号



「學校體育」特別号

